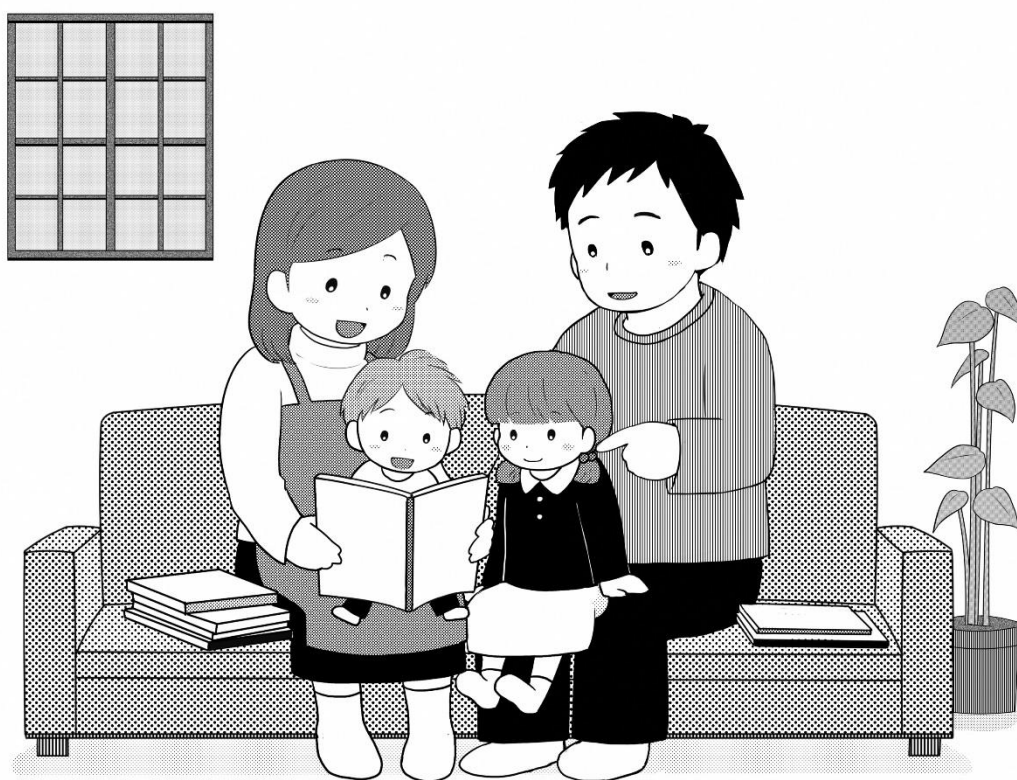


上越市子ども読書活動推進計画（第3次） （素案）



平成31年 月

上 越 市 教 育 委 員 会

目 次

第 1 部	上越市子ども読書活動推進計画（第 3 次）の策定に当たって……………	1
第 2 部	第 1 次・第 2 次計画期間における取組成果と課題……………	2
1	取組・成果	
2	課題	
3	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	
第 3 部	基本方針……………	4
第 4 部	子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項……………	6
1	推進体制等	
2	財政上の措置	
第 5 部	子どもの読書活動の推進のための方策……………	7
1	家庭における子どもの読書活動の推進	
(1)	家庭の役割	
(2)	取組	
2	学校等における子どもの読書活動の推進……………	8
	【幼稚園・保育園・認定こども園】	
(1)	幼稚園・保育園・認定こども園の役割	
(2)	園での取組	
(3)	家庭での取組	
	【小学校・中学校等】……………	9
(1)	学校図書館等の役割	
(2)	取組	
(3)	学校図書館等の機能強化へ向けて	
3	地域における子どもの読書活動の推進……………	1 3
	【市立図書館・小川未明文学館】	
(1)	市立図書館・小川未明文学館の役割	
(2)	取組	
(3)	機能強化へ向けて	
	【児童館】……………	1 7
(1)	児童館の役割	
(2)	取組	
	【公民館】	
(1)	公民館の役割	
(2)	取組	
4	民間団体の活動に対する支援……………	1 8
5	普及啓発活動……………	1 9
(1)	啓発広報の推進	
(2)	優れた取組・図書の奨励	
第 6 部	数値目標……………	2 1
○資料	……………	2 2

第 1 部 上越市子ども読書活動推進計画（第 3 次）の策定に当たって

子どもの読書活動は、子どもが新しい世界を知り、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力やコミュニケーション能力を豊かにするとともに、しっかりと自己を作りあげ、生きる力を育む上で極めて大切なことであり、社会全体で読書活動の推進を図る必要があります。

しかしながら、テレビやインターネット等様々な情報メディアの発達、普及に伴い、子どもの生活スタイルなどが変化し、じっくりと時間をかけて読書をする時間が減少してきています。

平成 28 年度文部科学省の委託調査でまとめられた「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」の中では、学年が上がるにつれ読書を全くしない生徒が増加するなどの結果が出ており、文部科学大臣からも「読解力向上に向けた対応策」の必要性について発言があるなど、子どもの成長過程において読書が果たす役割は重要視されています。

上越市でも、平成 28 年度の調査結果では、「読書が好き」と答えた児童生徒の割合は、小学校で約 90%、中学校で約 78%であるものの、1 日当たり 30 分以上読書をする児童生徒の割合は小学校で約 32.1%(全国平均 36.5%)、中学校で 27.3%(全国平均 28.2%)と、全国平均をやや下回っています。

子どもの読書活動の推進をめぐるっては、国が平成 13 年 12 月に子どもの読書活動の推進に関する法律を制定し、平成 14 年 8 月に子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。新潟県においても、平成 16 年 3 月に新潟県子ども読書活動推進計画を策定し、基本となる方針と具体的な方策を示しました。

これらの計画を踏まえ、上越市においては、平成 16 年 12 月に上越市子ども読書活動推進計画（以下、第 1 次計画）を策定しました。

さらに、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が平成 20 年 3 月に改訂されたことを受け、上越市においても第 1 次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、上越市子ども読書活動推進計画（以下、第 2 次計画）を策定しました。

この上越市子ども読書活動推進計画（第 3 次）（以下、第 3 次計画）は、平成 30 年 4 月 20 日に閣議決定した、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）を踏まえ、また、第 1 次及び第 2 次計画期間の成果や課題、諸情勢の変化等を検証した内容に改訂するものです。

なお、本計画の実施期間は、平成 31 年度から平成 34 年度の 4 年間とします。終期については、国の第四次計画、「上越市第 6 次総合計画」及び「上越市第 2 次総合教育プラン」の終期が平成 34 年度であるため、それらの計画に合わせるものです。

第2部 第1次・第2次計画期間における取組・成果と課題

1 取組・成果

第1次・第2次計画期間の10年間で、上越市の子どもの読書活動推進の取組は、各所において一定の成果を上げることができました。

この期間の中で、平成22年10月には直江津図書館が直江津学びの交流館として直江津駅前に移転オープンし、子どもの本が並ぶ「こどもとしょしつ」や、中高生向けの本を集めたティーンズコーナーなどにより、子どもたちにより充実した読書環境を提供できるようになっています。

また、平成14年度から実施のブックスタート事業では、乳幼児の子どもに絵本を贈り、育児相談会等で読み聞かせを実施してきたことで、家庭での読書活動始めるきっかけづくりができました。（平成22年度事業終了）

一方、学校では、学校図書館担当教諭や学校司書、保護者ボランティアが連携し、それぞれの学校における、子どもたちの日常的な読書活動や家庭での読書の奨励、授業における調べ学習の充実などをサポートする体制が整いつつあります。また、上越市学校図書館図書廃棄規準に則った図書管理により、学校図書館図書標準を維持できるようになりました。

市内のボランティアグループによる、読み聞かせ等の活動も一層活発になっています。これについては、行政側からも働きかけを行い、事業を連携して継続的に展開しています。

2 課題

成果があった一方、課題も残っています。

まず、ブックスタート事業により家庭での読書活動のきっかけづくりができたものの、この事業が終了となったため、これに代わる新たな取組が求められています。

また、学年が上がるにつれて読書量が低下する傾向にあることは、全国的に指摘されてきたところですが、この問題は依然として改善されていません。

学校では、学校図書館図書標準に従い蔵書冊数を維持しているものの、蔵書状況の改善が課題となっています。

さらに、図書館4館が設置されている地域以外への図書館サービスの提供については、高田図書館を起点とした図書資料の配送サービスを行うなど利便性に配慮していますが、引き続き検討課題となっています。

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

子どもたちを取り巻く環境は、日々刻々と変化し、特に情報化社会の進展は、子どもたちに大きな影響を与えています。

小学生（5年生）の携帯電話所持率は47.6%、中学生（2年生）では56.4%（2016年度新潟県青少年健全育成実態調査：自分専用、家族と共用の合計）というデータもあります。同時に、パソコンなどの情報端末が一家に1台以上という現状において、子どもたちはインターネットを活用し、様々な情報を得ています。

かつては本や人などから手に入れていた情報を、現在ではパソコンやスマートフォン等の電子媒体から手軽に得ることができるようになりました。本から情報を得る機会の減少は、情報化社会がもたらした大きな変化です。

ですが、このことをマイナスととらえるのではなく、むしろこれらの電子媒体と共存し、それぞれの長所を生かしながら子どもたちの読書活動を推進していくことが求められていると言えます。

また、子どもをねらった犯罪、事故等も後を絶たないことから、子どもたちの安全・安心な居場所の確保が一層求められています。核家族化が進むにつれ放課後は放課後児童クラブで過ごす子どもが増えてきており、活動時間内での読書や読み聞かせ、開設場所における読書環境整備など、これまでも行われてきた活動が、今まで以上に充実するよう求められています。

さらに、近年、居場所のない子ども、特に義務教育終了後の青少年や外国人の子どもたちの自宅や学校以外での過ごし方が課題となっていることから、図書館を、そういった子どもたちの居場所としても考えていく必要があります。



第3部 基本方針

子どもの読書活動については、国の子どもの読書活動の推進に関する法律において、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないもの」とされ、その重要性が明示されています。（同法2条「基本理念」）

また、子どもは読書を通じて言葉を覚え、自ら進んで知ることの楽しさを体験し、本との出会いが子どものすこやかな成長や豊かな心を育んでいきます。

まちの将来を担う子どもたちをすこやかに育てていくことは、社会全体で取り組むべき大きなテーマです。

その実現のため、上越市は、心豊かな人づくり、人と人とがつながる豊かな地域づくりに向けて、0歳から18歳までの切れ目のない「子どものすこやかな育ち」を家庭・学校・地域と連携し、取組を進めます。

このことや前述した成果や課題、情勢の変化を踏まえ、また、国の子供の読書活動の推進に関する基本的な計画及び県の新潟県子ども読書活動推進計画をもとにして、次の3点を基本方針とし、子どもの自主的な読書活動を推進します。

1 家庭、学校、地域、行政が手を携えた社会全体での取組の推進

読書活動は自主的な行為であり、人から強制されるものではありませんが、子どもの自主的な読書活動を進めるためには、子どもの興味・関心を尊重しながら、大人が適切に読書へと導くことも必要です。そのためには、家庭、学校、地域、そして行政を通じた社会全体で取り組むことが重要です。

このため、それぞれの役割を果たしつつ、なおかつ、就学前から小学生、中学生、高校生と、子どもの成長過程に見合った方法に配慮しながら、関係機関や民間団体等とも連携、協力した取組の推進に努めます。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実

子どもの自主的な読書活動を支えるには、その発達段階に応じ、読書に親しめるような環境を整えることが必要です。

そのため、読みたい本に出会えるよう豊富な資料を揃え、身近に本に出会える場所を提供するとともに、読み聞かせや調べ学習などを通じて、いつもそばに本のある環境の整備に努めます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を進めるためには、保護者、教員、保育士など、子どもにとって身近な大人がその意義に理解と関心を持つことが重要です。

このことから、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く市民の間に理解と関心を深めるため、各種事業を実施することにより、普及・啓発を図るよう努めます。



第4部 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 上越市としての子ども読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動の推進は家庭、学校、地域、行政が連携・協力し、一体となって進める必要があります。

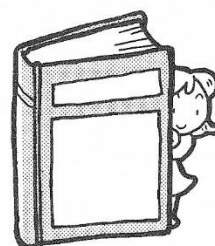
上越市においては、計画の策定及び推進について、行政として関係課等（文化振興課、保育課、こども課、学校教育課、社会教育課《公民館を含む》、高田図書館及び直江津図書館）において協議し情報共有するとともに、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者及び公募市民で構成される上越市立図書館協議会から提言をいただき、進めることとします。また、広報・啓発方法等についても検討を行い、計画の実施状況については、各課等から報告を受けた上で、年1回、この協議会において確認するものとします。

(2) 民間団体間の連携協力の促進に対する支援

子どもの読書活動の推進を全市的な取組とするためには、市内各地で活発な活動を展開している民間団体との連携・協力が不可欠です。このため、個々の団体が、主体的に活動に取り組めるような体制の整備をしていきます。

2 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策を実施するため、目的と手段を十分検討したうえで最も有効な結果が得られるよう、慎重にできる限りの財政上の措置を講ずることとします。



第5部 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭における子ども読書活動の推進

(1) 家庭の役割

情報メディアや生活スタイルが多様化する今日、子どもが日常的に読書を行う機会は減少傾向にあります。このような状況の中、子どもの読書活動を習慣化するには、日常生活において最も身近な家庭での取組が大切です。

(2) 取組

ア 上越市が実施する取組

公立保育園においては、親子で絵本に親しむことをお便り等で推奨しながら、毎週絵本の貸出日を設け、そのきっかけづくりに努めています。また、メディア漬けにならないよう、子どもの成長に本が大切であることを保護者に伝えていきます。

また、公民館等では、講座を通して家庭での読書活動の重要性や、乳幼児期からの発達に合わせた効果的な読書について、市民に伝えます。

このほか、市立図書館では、赤ちゃんが生まれる前からのアプローチとして、母子健康手帳交付時に、図書館利用案内及び生まれたときからの読み聞かせた本を記録できる読書記録帳「よむよむ」引換券を配付しています。引換券を図書館にお持ちいただいた際には、赤ちゃんが生まれたら読み聞かせてほしい本のブックリストもお渡ししています。また、生まれてからは「ベビー健康プラザ」開催時に図書館利用案内とおすすめのブックリストを配付し、利用者登録窓口を開設するなどの取組をしています。

このような取組を継続するとともに、図書館をはじめとした本に親しむことができる施設では、赤ちゃんが生まれる前からの、家族で読書を楽しむきっかけづくりを進めるための情報提供に努めます。

イ 上越市が推奨する家庭での取組

子どもは周囲の大人の姿を見て育つことから、家庭教育講座などを通じて、保護者や家族に読書活動の意義や重要性を理解していただくとともに、子どもが本に触れる機会を作り、自主的・意欲的に読書活動に取り組めるよう、下記に挙げるそれぞれの取組が、家庭において積極的に実施されることを期待します。

- ・ 図書館や書店等、本のある場所に家族で出かけること。
- ・ 子どもがすぐに手に取れるよう、本のある環境を整えること。
- ・ 小中学校が連携した取組「ノーメディアデー」などを定期的の実施し、本に親しむ時間を増やすこと。
- ・ 保護者や家族など子どもにかかわる大人が本に親しむ姿を子どもに示すこと。
- ・ 読み聞かせをすること、子どもと同じ本を読むこと、本を紹介しあうこと、本の感想の話し合いなどを通じ、親子のふれあいを創出すること。

2 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園・保育園・認定こども園】

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園の役割

幼児期の子どもたちの知育発達を促し、豊かな情操や生きる力の基礎を育てるため、幼稚園や保育園、認定こども園では、幼稚園教育要領や保育所保育方針に示されているとおり、教育や保育活動の一環として、乳幼児期から絵本や物語に親しめる環境づくりを積極的に行う必要があります。そのため、各年齢に見合った絵本の選定を行い、幼少期から読書習慣を推奨するなどの啓発が必要となります。

あわせて、保護者に対し、自ら読書に親しむ子どもを育てるため、読み聞かせの重要性を伝え、その普及、推進を図ることも求められます。

(2) 園での取組

上越市内の幼稚園、保育園、認定こども園では、絵本コーナーを設置し、家庭で絵本を楽しめるよう、貸出もしています。また、日頃の教育や保育の中でも教諭や保育士はもちろん、読み聞かせボランティアの協力も得て、読み聞かせ等の場面を多く取り入れるなど、絵本がより身近なものとなるよう、今後も継続して取り組みます。

また、子育てひろばや未就学児との交流でも絵本に親しめるよう工夫します。

(3) 家庭での取組

保護者にも絵本を勧め、子どもと同じ目線で絵本を楽しめる環境づくりを心がけます。また、小中学生の兄弟姉妹がいる未就学児についても、併せてノ

ーメディアデー（テレビやスマホなどの電子デバイスを使わない日）を実施するなどの取組をしていきます。

【小学校・中学校等】

（1） 学校図書館等の役割

学校図書館法第2条で示されているとおり、学校図書館は教育課程の展開に深くかかわって児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設置される施設であり、生涯にわたって学び続ける力をはぐくむためには欠くことができません。学校図書館には、児童生徒への読書指導や自主的な読書活動のための読書センター的役割と、総合的な学習の時間等での課題追究学習に対応するための学習情報センターとしての役割の2つがあります。学校図書館がこの2つの機能を果たしていくためには、学校図書館の人的配置も含めた環境整備と、魅力ある図書の充実をより一層図る必要があります。

現行学習指導要領にも示されているとおり、学校では国語などの各教科等における言語活動を充実するとともに、学校図書館の活用を図ることで、もって、学校における言語環境を整備することが必要です。また、朝読書や給食後読書など、授業以外の時間でも読書に親しむ機会を設け、学校生活、さらには家庭・地域においても子どもたちが日常的に生活の一部として読書を行うよう促します。

（2） 取組

上越市では、「上越市学校教育実践上の重点」の「様々な変化に対応し、自らの力で未来を切り拓いていく態度や能力の育成」の中に読書活動の推進を位置付け、本に親しむ気持ちや豊かな感性を育てるために、年度ごとに見直しを行っています。

ア 全校での取組

上越市の多くの小中学校が、全校一斉の読書に取り組んでいます。特に朝読書は、学校の方針により、毎朝実施したり、特定の曜日あるいは読書週間に集中して実施したりと様々です。全校一斉の読書活動のほかにも、ボランティアや教職員による読み聞かせやブックトーク、学級文庫の活用など、児童生徒の読書習慣の育成に努めます。また、子ども読書の日や読書週間だけではなく、日常的に教師やボランティアが読み聞かせをしたり、児童会で辻読書や読書会をしたりして、読書を楽しむことができるように各学校で工夫をしています。今後も、高学年児童が、

ペアの低学年児童に対して、自ら本を選び読み聞かせを行う交流読書や、国語の学習と関連させた感想発表会など、子どもたちの読書に対する意欲向上につながる特色ある取組を行っています。

また、学年が進むにつれてページ数の多い本を読むようになったり、内容の難しい本を選択するようになると、1冊を読破するまでに時間がかかることから、読書の冊数が減少することが考えられます。単に読書の冊数を増やすだけではなく、児童生徒の読書意欲が向上するように、児童生徒の実態に即して指導・支援していきます。さらに、ふるさと上越にちなんだ読み物を積極的に提供し、読書をとおしてふるさとに愛着をもつ気持ちの醸成を図っていきます。

今後も引き続き、推薦図書や読み聞かせ、ブックトーク等を通して各学年にふさわしい図書を紹介し、読書に親しむ機会の提供と読書意欲の向上を目指していきます。

イ 教職員等の意識向上

本を活用した学習活動を推進するとともに、様々な読書活動を工夫し、児童生徒が楽しみながら読書をする習慣を身に付けることができるようにするために、校長のリーダーシップのもと、学級担任・教科担任・司書教諭・学校図書館教育担当・学校司書などが連携・協力し、全校体制で読書活動を推進していきます。

また、校内研修により、学校における読書活動の重要性について全ての教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の自主的な読書活動を推進するため、児童会や生徒会活動の一環として行われる図書委員会等の活動を一層活性化するよう促し、学校図書館の活用方法並びにモラル及びマナーの指導を含め、年間を通した計画的な学校図書館運営を行っています。

ウ 障がいのある子どもや日本語支援の必要な子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもたちが本と出会う機会を大切にし、本に親しむ環境を整備するため、絵カードの作成や拡大図書並びに107条図書(学校教育法第107条の規定により選定される教科用図書のことで、教科書として発行されたものでない一般図書の中から教科書の代わりに使える図書を指す)利用を促進します。あわせて、子どもの障がいに応じた読書環境の整備に関し、研修等の機会を利用して、特別支援学級担当者間の情報交換を活発にします。

さらに、教育補助員や日本語支援教員を配置して、障がいのある子ども

もや、日本語支援の必要な子どもの学校生活における支援を行っていますが、これを継続し、読書習慣をはぐくむための支援も行っています。

また、学校等においては、教育補助員、日本語支援教員、ボランティアと協力して指導するとともに、医療機関や保護者、地域住民と連携し、子どもの読書活動に対する支援をしていきます。

エ 家庭・地域との連携

子どもの読書活動を支援し、望ましい読書習慣をはぐくむためには、学校等と家庭・地域とが連携した活動を一層充実させる必要があります。

保護者や地域住民のボランティアから、読み聞かせ等の読書活動支援、蔵書データの入力などに積極的に協力いただくことで、社会全体で子どもの読書活動を推進する意識を高めていきます。

さらに、上越市小中学校PTA連絡協議会による「上越市内の小学生は原則夜8時以降、中学生は原則夜9時以降はテレビ、携帯電話、スマートフォンなどのメディアから離れ、1日の使用時間を2時間以内とする」という内容の「アウトメディア宣言」を支持し、家族全体での取組を積極的に推進することにより、子どもたちが家庭で読書を行う時間を増やしていきます。

また、PTA活動などで実施する子育て講座の中で読書活動に関する講演を行ったり、「学校図書館だより」を発行し、読書に関する情報の提供、家庭での親子読書の奨励、市立図書館や公民館等でのおはなし会への参加の呼び掛けを行ったりと、家庭や地域における読書活動の推進に向けて、学校からも呼びかけを行っていきます。

地域との連携の中でも、学校図書館と市立図書館の協力は特に重要です。現在、市の小・中学校図書館は、学校図書館の検索システム「みつけるゾウさん」等を利用し、市立図書館ホームページの蔵書検索ページから学習等に必要な図書を検索、活用を図っています。

また、市立図書館の団体貸出制度を利用し、1か月あたり100冊までの貸出を受けて、調べ学習や一斉読書等に対応しています。

なお、中高生に対しては、市立図書館での職場体験活動など、直接の読書活動以外にも、子どもたちが本に関わり、興味を持つための支援を行います。

このほかにも、学校図書館連絡会などにおいて情報を提供するなどして、学校図書館と市立図書館の連携を強化します。

(3) 学校図書館等の機能強化へ向けて

ア 学校図書館資料の整備充実

学校図書館の蔵書冊数については、学校図書館図書標準を維持しているものの、蔵書状況の改善が課題となっています。

新たに購入する図書に関しては児童生徒や教職員等の意見を反映するなどして慎重に精査し、子どもたちがよりよい図書を利用できるよう、計画的な蔵書収集・管理に努めます。

また、いくつかの学校図書館では本の紛失が見られることから、学校図書館活用のモラルとマナーについて計画的に指導する必要があります。

イ 学校図書館施設、設備の整備充実

学校においては、これまで以上にゆとりある読書スペースを確保したり、図書を整理したりして、児童生徒が学校図書館を利用しやすいよう整備を行います。

ウ 学校図書館の情報化

上越市内の小・中学校は、校内LANを整備し、学校のIT化を推進しています。学校図書館においても、情報端末から蔵書検索ができるように整備を進めています。学校図書館蔵書検索システム「みつけるゾウさん」は、児童・生徒の主体的で意欲的な学習活動や読書活動を充実させることを目的に整備したもので、自校の蔵書だけでなく、他校や市立図書館の蔵書検索も可能です。ただし、学校図書館の蔵書はデータベース化されていないと検索することはできません。全学校の学校司書がバーコードリーダーを保有していますが、蔵書のデータベース化が完了している学校は少ないのが現状です。

今後の課題として、各教科・特別活動・総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開し、学校図書館を効果的に利用できるよう、蔵書のデータベース化を進めるとともに、学校図書館蔵書検索システムがより効果的に活用できるようにシステムを改善したり、活用方法や指導方法を教員が研修したりしています。

エ 司書教諭及び学校司書の配置

読書センター的役割及び学習情報センターとしての学校図書館を有効に機能させるには、司書教諭が十分に専門性を発揮していく必要

があります。司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、教職員の増員について機会をとらえて県に働きかけます。

また、学校司書については、平成 26 年 6 月に学校図書館法が改正され、学校図書館には学校司書を配置するよう努めなければならないとされたことから、以下の役割をもって学校図書館の運営に従事し、利用の一層の促進を図っていきます。

◇児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、児童生徒、教職員から求められた図書や資料について、適切な資料提供及び利用の支援を行う。（学校図書館の「運営・管理」に関する役割）

◇学校図書館を活用した授業等の教育活動を推進・充実させるため、教員等と日常的にコミュニケーションを図りつつ、児童生徒の発達段階や学習指導要領に基づく各学年・各教科等の学習内容に応じ、図書館資料の活用や教員との協働を通じて、授業等の教育活動に協力・参画する。（児童生徒に対する「教育」に関する役割）

学校司書は複数校兼務であることから、司書教諭や学校司書間の情報交換を定期的に行ったり各種研修会等に積極的に参加したりして、必要とされる専門的・技術的職務及び児童生徒に対する教育活動への支援に努めます。

オ 障がいのある子どもの読書活動の推進にあたっての機能強化

各学校への指導や情報の提供を行うとともに、子どもの障がいや言語環境に応じた支援ができるよう、入力装置やソフトウェアなどの環境整備に努めます。

3 地域における子ども読書活動の推進

【市立図書館・小川未明文学館】

(1) 市立図書館・小川未明文学館の役割

上越市立図書館は、地域における読書活動の中核として、図書の貸出だけでなく、読み聞かせ会やおはなし会、図書館こども祭などの開催や、子どもや保護者、学校への読書に関する情報提供などを行っています。

また、高田・直江津図書館及び浦川原・頸城分館と公民館図書室間では、高田図書館を起点に図書資料の配送を行っており、貸出、返却や予約した本の受取はどこでも可能です。さらに、高田図書館の本を1回50冊ずつ一定期間、公民館図書室に配置し貸出も行う「巡回配置」を行うなど、市町村合併後の市内全域への図書館サービスの提供に努めています。

あわせて、各種団体に対する支援や活動機会を提供する機能も持ち合わせていることから、地域における子どもの読書活動推進において、市立図書館が果たす役割は極めて大きいと言えます。

小川未明文学館は、未明文学の紹介や関係資料展示のほか、文学館講座等の開催並びに刊行物の発行を通じて、小川未明の作品や業績を広く紹介し、教育、学術及び文化の振興を図っています。あわせて、おはなし会の実施を通し、子どもたちが童話に親しみ、童話を読む楽しさを知るための環境づくりに努めています。

(2) 取組

上越市立図書館では、国によって平成13年7月に制定され、平成24年12月に全面的に改定された図書館の設置及び運営上の望ましい基準並びに、上越市立図書館運営方針（平成14年8月1日制定）に基づいて、市民の幅広い需要に対応した組織的、系統的な資料の収集や、サービスの向上に取り組んでいます。今後も市立図書館と小川未明文学館が互いに連携しながら、子どもたちの物語や文学に対する理解を深めます。

ア 読書活動に関する情報提供

子どもと保護者、あるいは子どもにかかわる大人に対し、読書の大切さや楽しさを伝える手段として、広報誌やホームページ、図書館だより「パピルス」等にイベントの情報や新着図書の紹介、季節ごとの本の紹介などを掲載したり、FM-Jで毎週図書館に関する情報を放送するなど、様々なメディアを広く効果的に活用し、子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

また、テーマ別や年齢別におすすめの本を紹介したブックリストの発行や、学校や図書館で司書が子どもたちを対象にあらすじや著者紹介を交えて本への興味を促すブックトークを通じて、子どもたちの興味に応じた本を紹介したり、選び方の相談に応じるなどして、子どもと本を結びつける活動に努めます。

イ 読書活動に関する各種イベントの実施

市立図書館では、「上越こども読書の日」などを中心に、定例おはなし会やブックトーク、大型イベント「図書館こども祭」等を実施します。

小川未明文学館では、おはなし会を通じて子どもたちが未明童話に親しむ機会を提供します。

また、市立図書館と小川未明文学館が連携し、市民ギャラリーを利用したおはなし会や講演会等の催し物を実施し、読書の魅力を伝えます。

ウ 公立図書館や関係機関等との連携協力

市民の読書活動の中核を担う図書館として、他の公立図書館との情報共有は、子どもの読書活動を推進する上で、大変重要なことです。研修会等に積極的に参加しての情報収集、連携・協力体制の構築と、図書館機能の向上に努めます。

また、学校や幼稚園、保育園、認定こども園、その他青少年関係施設・機関とも連携し、利用促進を図るとともに、「居場所としての図書館」にも配慮し、市立図書館が青少年の健全育成において有効に活用されるよう努めます。

特に高田図書館においては、図書館職員による出張おはなし会を開催するなど、平成 29 年 9 月にオープンした「こどもセンター」を併設する市民交流施設「高田公園オーレンプラザ」との連携を強化し、子どもたちの相互利用が促進されるよう努めます。

エ 民間団体等との連携協力

子どもとかかわる方々や団体と連携し、それぞれの特性を生かしながら相互に補完し、ともに充実した活動ができるよう、情報の共有化や関係者の研修に努めます。

オ 学校図書館との連携協力

市立図書館では、学校への資料提供にあたり、調べ学習や一斉読書等に対応できるよう、一般の貸出利用とは別枠で団体登録制度を設け、1校に1か月あたり100冊までの団体貸出を行うなどの支援を行っていますが、これを継続し、児童生徒の読書活動への支援を行います。

また、図書館司書が依頼を受けて学校に出向き、子どもたちに本の読み聞かせをしたり、学年に応じたおすすめの本を紹介するなどの活動（ブックトーク）も積極的に行います。

さらに、学校図書館連絡会などの場で情報を提供するなど、学校図書

館と市立図書館の連携を図ります。

(3) 機能強化へ向けて

すべての子どもが身近で読書に親しめる環境づくりを推進するとともに、高田図書館、直江津図書館、浦川原分館、頸城分館の各館及び小川未明文学館で子ども向け図書資料の充実に努めます。

ア 資料の整備充実

市立図書館では、保護者や子ども読書活動にかかわる学校や団体、個人が、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料を選択し、子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子ども向け資料のさらなる充実に努めます。

具体的には、長く読み継がれてきた資料、評価の定まった資料、地域にゆかりのある資料や地域の民話や昔話など、乳児から高校生までの年代別資料、調べ学習等の関連資料、外国語資料及び、障がいのある子どもたちのための資料などの充実に努めます。

小川未明文学館では、郷土が生んだ児童文学者・小川未明を市内外に発信する拠点としてだけでなく、子どもたちが物語に親しみやすい場という視点からも、資料の収集や展示資料の充実に努めます。

イ 市立図書館の情報化

高田・直江津図書館及び、浦川原・頸城分館の4館を結ぶコンピュータシステムが整備され、全ての館の所蔵状況の公開や予約受付がインターネット上で可能となっています。

今後は、更なる利便化を目指したシステムの向上を図るとともに、ホームページの「こどものページ」を充実させていきます。

ウ 児童コーナー・ティーンズコーナーの整備充実

市立図書館における児童コーナーでは、子どもたちが本を手にとって楽しむ場所としてだけでなく、親子のふれあいの場として、また、読み聞かせ等イベントの会場として不可欠です。分館を含め、使いやすく温かみのあるコーナーとなるよう工夫します。

また、高田図書館及び直江津図書館のティーンズコーナーでは、主に中高生に興味を持ってもらえる資料を充実させることにより、将来へ向けて読書習慣を持続していくきっかけとなるよう努めます。また、中高生を対象としたイベントを企画し、特に読書離れ、活字離れと言

われる世代へアプローチします。

エ 障がいや日本語支援の必要な子どもたちへの整備充実

要望に応じた録音図書の作製や、対面朗読の実施を、協力者とともに行います。

また、外国語資料の収集を行います。

オ 職員研修の充実

司書、学芸員などは、専門的知識を活かし、レファレンス（調査・相談）や、ブックトーク等を通じた図書の紹介を行っています。今後も各種研修会に積極的に参加するなど、継続的にスキルアップを図っていきます。

【児童館】

(1) 児童館の役割

児童館は、子どもたちに健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにするため、市内6か所に設置しています（高志児童館、富岡児童館、諏訪児童館、大湊児童館、南川児童館、名立児童館）。

児童館には図書室の設置が義務付けられており、配置されている本について自由に読書ができるようになっています。

(2) 取組

児童館では図書館と連携し、広く、数多くの優れた図書を配置できるよう努め、子どもが読書の楽しさを覚える環境を整備していきます。

また、読み聞かせボランティアの受け入れなどにより、本と触れ合う機会を作っていきます。

【公民館】

(1) 公民館の役割

公民館は社会教育施設です。地域の方の要望を踏まえながら、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって地域の方の生活文化の振興、健康の増進等に寄与することを目的としています。

その目的が達成されるよう、公民館事業及び地域に根差した活動に役立つ図書資料を備え、活動の促進に努めています。

(2) 取組

公民館では、地区公民館事業や地域の読み語り団体によるおはなし会等の実施により、子どもから大人まで、本に親しむ機会を提供するとともに、本に興味・関心を持つきっかけをつくっています。

また、公民館図書室には、地域に根差した活動をより豊かに充実させるための機能があります。

まず、「身近な図書室」として、学ぶ楽しさを知るための入り口となり、地域の方々が気軽に本を手にするきっかけをつくり、利用者の読書ニーズに応えるようにしていること、次に「まちづくりのための資料室」として、地域要望を踏まえた図書資料を選定・収集していること、そして「学びをサポート」する機能として、公民館事業にかかわる図書資料や講座参加者、公民館を利用する自主サークルなどが学びを深めるために必要な図書資料を所蔵していることが挙げられます。

あわせて、本を手にする環境づくりを整え、季節や年齢に合わせたおすすめの本を紹介するなど、これからもより多くの方から利用していただく方策を進めていきます。

4 民間団体の活動に対する支援

(1) 民間団体等の役割

市内には読み聞かせ等の活動グループや子どもの本に関する研究グループが多数存在し、地域の子どもや大人を対象に、本に接し読書に親しむ様々な機会を提供しています。学校や幼稚園・保育園等への出張公演や、市立図書館や公民館で行われるおはなし会への定期的な出演など、各グループとも積極的に活動を行っており、子どもたちが読書に親しむ機会が一層増えていくことが期待されます。

また、「英語のおはなし会」を行っているボランティアもあり、小学校高学年で英語を学習するようになっている現在、子どもたちの興味を引くきっかけにもなっています。

(2) 支援に向けた取組

上越市では、読書活動にかかわるグループなどに対して、地域に根付いた活動ができるよう機会や場所の提供、自主イベントや発表会の広報協力など、それぞれ魅力と特色のある読書活動が推進されるよう努めます。

また、子どもの読書活動に関する活動継続し、その功績が顕著であるグループ

等について、上越市表彰をはじめとした各分野における功労者の表彰制度に積極的に推薦するなど、息の長い活動をさらに継続していただけるよう支援します。

同時に、グループの活動を市との協働事業として一層充実させるため、上越市ホームページ内で「生涯学習情報」として指導者名を紹介し、講師依頼等に役立てていただいています。

5 普及啓発活動

(1) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」等を中心とした啓発広報の推進

上越市では「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月公布・施行）により平成 14 年度から設けられた「子ども読書の日」（4 月 23 日）や、「上越こども読書の日」（毎月第 4 土曜日）、また、「こどもの読書週間」（4 月 23 日～5 月 12 日）及び「文字・活字文化の日」（10 月 27 日）、「読書週間」（10 月 27 日～11 月 9 日）を中心に、関連行事を実施しています。より多くの市民への普及を図るために、これらの特定期間にとどまることなく、子どもと保護者に読書の大切さや楽しさを伝えたり、子ども読書活動を進めている学校・団体・個人に、さまざまな子どもの読書活動に関する情報を提供したりするなど、日常的に広報・啓発活動を実施することが必要です。

イ 各種情報の収集提供

具体的には、市立図書館ホームページ、市立図書館広報誌や、「広報上越」、地域の新聞やコミュニティ FM 放送などのマスメディア等を活用し、新着図書やイベント紹介などの広報活動に努めます。また、ポスター、チラシ等を作成し、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、市内公共施設に配布します。

さらに、子どもや保護者が集う機会をとらえて、母子健康手帳配布時に読書記録帳「よむよむ」の案内配布や小学校の新一年生の保護者を対象にリーフレット（「図書館利用案内」）を作成、配布するなど、積極的な情報提供に努めます。

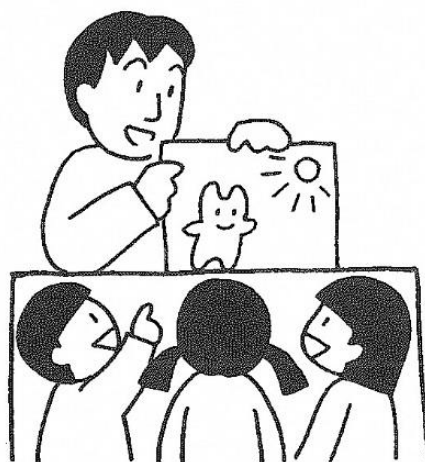
そのほか、市立図書館等で取り組んでいる関連事業について児童生徒に紹介するとともに、各学校でも児童生徒の読書活動の推進に取り組むよう指導しています。

また、司書教諭や学校司書、教職員に対しても、生徒や保護者、地域の方々に対し啓発活動を積極的に行うよう呼びかけ、学校だよりや学年・学級通信などを通じて、各学校で取り組んでいる様々な読書活動を紹介するとともに、理解や協力をいただけるよう取り組んでいきます。

(2) 優れた取組・図書の奨励

文部科学省では、子どもの読書活動に関して優れた取組を行っている図書館・個人・団体に対し、「子どもの読書活動優秀実践団体」として表彰を行っています。上越市は、市内のグループや個人の熱意ある取組について積極的に情報を収集し、今後も子どもたちの読書活動に貢献していただけるよう顕彰を行っていきます。

また、子どもたちが感動し、健全な成長をとげるためには、優れた本との出会いが大変有効です。推薦図書のリストを作成し、市立図書館や公民館、学校などに配布します。あわせて、実際に本を展示して手にとって見られるようにしたり、ブックトークや読み聞かせイベントで一部を紹介したりして、子どもたちと優れた本との出会いの場を創出します。



第6部 数値目標

上越市の子ども読書活動が進められていくうえで、平成34年度までに達成したい読書活動推進の努力目標は以下のとおりです。

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進のため、市立図書館の児童書（ティーンズ図書含む）の貸出冊数の増加を目指します。

項目	現状	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
児童書（ティーンズ図書含む）の貸出冊数	311,813 冊	324,000 冊	327,000 冊	330,000 冊	333,000 冊

- 2 読み聞かせの意義や大切さの啓発として、「おはなし会」を各施設において実施し、本に親しむ習慣づくりを推進します。

項目		現状	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
おはなし会の回数等	図書館	310 回	320 回	320 回	320 回	320 回
	公民館	28 回	30 回	30 回	30 回	30 回
	小川未明文学館	19 校	19 校	20 校	21 校	22 校

※小川未明文学館については、未明ボランティアネットワークの協力による、小学校への出張おはなし会実施校数

- 3 図書館と幼稚園や学校などの教育施設と行政の連携を強化し、より身近な図書館設備の充実を推進します。

項目	現状	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
学校などの教育施設への団体貸出冊数	6,585 冊	6,700 冊 以上	6,700 冊 以上	6,700 冊 以上	6,700 冊 以上

- 4 学校における子どもの読書活動の推進のため、学校図書館での図書貸出冊数の増加を図り、維持します。

項目		現状	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
学校図書館での一人当たりの図書貸出冊数	小学校	64 冊	82 冊	82 冊	82 冊	82 冊
	中学校	6 冊	8 冊	8 冊	8 冊	8 冊

※「現状」は H27 年度～H29 年度の平均（1～4 共通）

資 料

1	市立図書館統計・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2	学校における読書活動の状況・・・・・・・・	25
3	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	26
4	上越市立図書館協議会委員名簿・・・・・・・・	28

※統計は、改訂時の最新の数値を掲載しています。

1 市立図書館統計

(1) 年度別実績

区 分		蔵書冊数	図書購入費 (千円)	貸出点数	貸 出 利用者数	登録者数	予約冊数	レファレンス 件 数	人 口
平成 26 年度	4館合計	428,743	22,817	777,032	195,225	43,030	58,891	5,617	198,116
	自動車 文 庫	上記に含む	上記に含む	22,389	5,561	—	1,228	—	—
	各区分室	97,463	1,967	40,221	13,560	—	3,428	—	—
平成 27 年度	4館合計	432,987	17,988	818,468	204,479	45,354	56,012	6,202	196,410
	各区分室	96,384	1,173	40,125	13,540	—	3,567	—	—
平成 28 年度	4館合計	437,563	18,844	821,232	204,422	34,991	60,222	5,941	195,737
平成 29 年度	4館合計	442,696	18,537	814,611	205,027	30,399	63,544	6,145	194,198

※「4館」とは、高田図書館・直江津図書館・浦川原分館・頸城分館を指す。

※自動車文庫は平成26年度で廃止、各区分室は平成27年度で廃止した。

※貸出点数及び貸出利用者数は視聴覚資料の貸出を含む、個人・団体の合計数

※人口は「ニイガタ地域経済指標 各年5月号」（新潟県総務管理部統計課、新潟県統計協会）の新潟県推計人口（各年国勢調査（確報）による人口）による。

(2) サービス指標

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸出密度（人口1人当たりの貸出冊数）	3.9	4.2	4.2	4.2
登録者1人当たりの貸出冊数（冊）	18.1	18.0	23.5	26.8
利用者の平均貸出冊数（冊）	4.0	4.0	4.0	4.0
登録率（人口に対する登録者の割合 %）	21.7	23.1	17.9	15.7
登録者1人当たりの利用回数（回）	4.5	4.5	5.8	6.7
人口1人当たりの蔵書冊数（冊）	2.2	2.2	2.2	2.3
人口1人当たりの図書購入費（円）	115	92	96	95

※4館合計の数値に対する指標

(3) 団体貸出(再掲：各数値は上記の年度別実績に含む)

区 分		利用回数	貸出冊数	貸出冊数のうち、 学校など教育施設 への貸出冊数
平成 26 年 度	4館合計	965	9,667	2,465
	自動車文庫	99	4,993	上記に含む
	各区分室	76	401	0
平成 27 年 度	4館合計	1,167	15,182	8,217
	各区分室	86	472	82
平成 28 年 度	4館合計	1,226	15,440	6,650
平成 29 年 度	4館合計	1,505	17,876	6,585



※「4館」とは、高田図書館・直江津図書館・浦川原分館・頸城分館を指す。

(4) 児童サービス関連数値(新潟県全体との比較:平成29年度)

項 目		区 分	全体数	児童関連数	割合(%)
平成 29 年 度	児童書蔵書率 (蔵書全体に対する、児童書の割合)	上越市	442,696	122,064	27.6
		新潟県	7,859,365	1,838,945	23.4
	児童書新規受入率 (全体の受入冊数に対する、児童書の割合)	上越市	12,420	3,510	28.3
		新潟県	256,160	61,617	24.1
	12歳までの児童の登録率 (全体の登録者数に対する、児童の割合)	上越市	30,399	4,233	13.9
		新潟県	623,093	63,293	10.2
	児童書貸出率 (全体の貸出冊数に対する、児童書の割合)	上越市	796,735	298,935	37.5
		新潟県	10,493,397	3,080,051	29.4

※「児童書」は、ティーンズ図書を含まず。

※「全体の貸出冊数」とは、視聴覚資料を含む、個人に対する貸出のみ。

2 学校における読書活動の状況

- ◆ 平成 28 年度 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」より、上越市分を抜粋
- ◆ 数値は学校数であり、調査対象は、市立小学校 52 校、市立中学校 22 校

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

区 分	始業前に実施	授業中に実施	昼休み・放課後に実施	その他	計
小学校	40	0	0	11	51/52
中学校	18	0	0	2	20/22

(2) 全校一斉の読書活動の実施頻度

区 分	毎日実施	週に数回実施	週に 1 回実施	月に数回程度実施	その他	計
小学校	6	33	10	0	2	51/52
中学校	9	9	0	0	2	20/22

(3) 読書ボランティアの活用状況（複数回答可）

区 分	※①学校図書館 運営支援	②学校図書館図書 の修繕等支援	③読書活動支援
小学校	10	25	37
中学校	0	4	1

- ※ ①配架、貸出、返却業務など
 ②配架見出し、飾りつけ、図書修繕など
 ③読み聞かせ、ブックトークなど

(4) 学校図書館における地域開放の状況

区 分	学校図書館を地域の住民 にも開放している学校
小学校	52 校中 3 校
中学校	22 校中 2 校

3 図書館における学校に対するサービス状況

- ◆ 数値は学校数であり、対象は市内の学校（小学校 53 校、中学校 24 校、特別支援学校 4 校、高等学校 10 校）
- ◆ 直江津中等教育学校は「中学校」の校数に含む。

区 分	平成26年度		平成27年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸出	訪問	貸出	訪問	貸出	訪問	貸出	訪問
小学校	27	3	45	3	41	5	38	4
中学校	5	0	7	0	3	0	6	0
特別支援学校	3	0	3	0	2	1	3	1
高等学校	4	0	4	0	5	0	6	0

- ※ 「貸出」とは、公立図書館から貸出を受けた学校の実数
 ※ 「訪問」とは、図書館職員が学校へ訪問して活動した学校の実数（ブックトークなど）
 ※ 上記の他、上越市教育委員会学校教育課主催「図書館教育担当者・学校司書合同研修会」にて、上越市立図書館の利用案内等の説明を年に 1 回実施している。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

上越市立図書館協議会委員名簿

平成 30 年 5 月 1 日現在（50 音順・敬称略）

氏 名	役職等	選出区分
池 嶋 聖 也	高田北城高等学校校長	学校教育関係者
上 原 みゆき		市民公募
大 越 さとみ	読み聞かせサークルワンダーランド 代表	家庭教育関係者
小 埜 裕 二	上越教育大学副学長	学識経験者
河 村 一 美	高田文化協会事務局長	社会教育関係者
田 中 和 人	潮陵中学校校長	学校教育関係者
田 中 美恵子		市民公募
藤 巻 久		市民公募
丸 山 昭 生	上越音声訳マザーテープの会 会長	学識経験者
三 浦 伸 一	宝田小学校校長	学校教育関係者

任期：平成 29 年 6 月 15 日から平成 31 年 6 月 14 日まで

※田中和人委員、三浦伸一委員については、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 6 月 14 日まで

上越市子ども読書活動推進計画策定関係課等

文化振興課、保育課、こども課、学校教育課、社会教育課（公民館を含む）、高田図書館
直江津図書館

上越市子ども読書活動推進計画（第３次）

平成３１年　　月発行

編集・発行　上越市教育委員会 社会教育課 高田図書館

上越市本城町８番３０号

電話：０２５（５２３）２６０３